

事務連絡
令和3年3月4日

指定障害福祉サービス事業所 管理者 }
指定相談支援事業所 代表者 } 様
(いずれも政令・中核市含む)

兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課長

社会福祉施設への退院受入支援事業及び支援が必要な感染障害児者
に対するフォローアップ体制強化事業について（協力依頼）

平素は、本県障害福祉行政の推進にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記については、「感染拡大を踏まえた障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」（令和3年1月25日付け事務連絡）でお知らせしているところですが、これら事業の推進にあたり、下記についてご理解いただき、積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

記

1 社会福祉施設への退院受入支援事業の概要

(1) 目的

入院病床使用率の高い水準が継続し、厳しい運営状況にあることから、退院基準を満たした患者の社会福祉施設への受け入れを円滑にするため、緊急事態措置期間中に退院者を受け入れた施設に対し、支援金を支給する。

(2) 支給対象者

以下の要件のどちらも満たす施設等（障害者支援施設、共同生活援助、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、短期入所サービス事業所、宿泊型自立訓練 等）

- ① 医療機関から新型コロナウイルス感染症からの回復者の受け入れを行うこと。
- ② 原則、10日間の入所（健康管理）を行うこと。ただし、10日を待たずして身体状態等が回復し、本人合意のもと早期に退所した場合はこの限りではないこと。

(3) 対象期間

令和3年1月14日から令和3年3月31日まで

(4) 支給額

受け入れ1人につき100,000円(定額)

(5) 留意事項

別紙をご参照ください。

2 支援が必要な感染障害児者に対するフォローアップ体制強化事業の概要

(1) 目的

支援が必要な在宅障害児者が新型コロナウイルスに感染した場合、入院するまでの在宅療養期間中に、障害福祉サービス等事業所が当該障害児者に必要なサービスを提供した場合に協力金を支給する。

(2) 支給対象者

障害福祉サービス事業所等を利用している感染障害児者の自宅へ訪問対応した下記の事業所等

- ① 訪問系障害福祉サービス事業所
居宅介護、重度訪問介護、行動援護、居宅訪問型児童発達支援
- ② 相談系障害福祉サービス事業所
計画相談支援、障害児相談支援、地域定着支援、自立生活援助
- ③ 訪問看護事業所

(3) 対象期間

令和3年1月22日から令和3年3月31日まで

(4) 支給額(訪問1日につき定額支給)

- ① 訪問系障害福祉サービス事業所 : 76千円/日
- ② 相談系障害福祉サービス事業所 : 36千円/日
- ③ 訪問看護事業所 : 52千円/日

3 申請手続き等

近日中に別途お知らせします。

(参考)

○ 障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業

感染者に対応した事業所等において、サービス継続に必要な費用(かかりまし費用)が生じた場合の費用の一部を支援

兵庫県HP https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf08/korona_jigyuu.html

【問合せ先】

◆社会福祉施設への退院受入支援事業◆

【共同生活援助、短期入所以外】

障害福祉課 障害福祉基盤整備班 TEL 078-341-7711(内線 3012)

【共同生活援助、短期入所】

障害福祉課 障害政策班 TEL 078-341-7711(内線 2966)

◆支援が必要な感染障害児者に対するフォローアップ体制強化事業◆
障害福祉課 障害政策班 TEL 078-341-7711(内線 2966)